

滋賀県税条例の一部を改正する条例の専決について

1 趣旨

第196回通常国会に提出された地方税法等の一部を改正する法律案の成立・公布に伴って改正が必要となる滋賀県税条例の規定のうち、平成30年4月1日に施行すべき規定等を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決を行おうとするもの。

2 概要

(1) 法人事業税

ア ガス中小事業者に対する課税方式の見直し

ガス中小事業者が行う製造・小売事業について、当該事業に係る収入金額を課税標準とする特例を廃止する。(第37条関係)

(2) 不動産取得税

ア 中小事業者等の事業譲渡の促進に係る特例措置の新設

中小事業者等が、中小企業等経営強化法に基づいて作成する認定経営力向上計画に基づき実施する事業譲渡により取得する不動産について、当該取得が平成32年3月31日までに行われた場合に限り、当該不動産の価格の1/6に相当する額を課税標準となる当該価格から控除する。(付則第8条関係)

イ 低未利用土地の活用の促進に係る特例措置の新設

都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地について、当該取得が平成32年3月31日までに行われた場合に限り、当該低未利用土地の価格の1/5に相当する額を課税標準となる当該価格から控除する。(付則第8条関係)

ウ 耐震改修を行う住宅に係る特例措置の拡充

個人が、耐震基準に適合しない既存住宅の取得後6か月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅に当該個人が居住した場合、当該住宅の敷地の取得に係る不動産取得税について、一定の税額を減額する。(第39条の12関係)

エ 宅地建物取引業者がリフォームを行った住宅に係る特例措置の拡充

宅地建物取引業者が、新築された日から10年以上を経過した既存住宅と併せてその敷地を取得し、その取得後2年以内に、リフォームを施した当該既存住宅の敷地を個人に対し譲渡し当該個人が当該既存住宅に居住した場合において、当該宅地建物取引業者が取得した当該敷地に係る不動産取得税について、その取得が平成31年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する。(付則第9条)

オ 特例措置の適用期限の延長

- (7) 宅地建物取引業者等が保有する譲渡前の新築住宅に係る課税の時期に関する特例措置：平成32年3月31日（付則第7条の4）
- (i) 一定規模の住宅用土地の取得から住宅の新築までの期間における税額の減額に関する特例措置：平成32年3月31日（付則第7条の4）
- (ii) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準に関する特例措置：平成32年3月31日（付則第8条関係）
- (e) 中小企業が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準に関する特例措置：平成32年3月31日（付則第8条関係）
- (f) 住宅・土地の取得に係る税率に関する特例措置：平成33年3月31日（付則第8条の2）
- (h) 宅地等の取得に係る課税標準に関する特例措置：平成33年3月31日（付則第9条の2）

(3) 自動車取得税

ア 車線逸脱警報装置に係る課税標準に関する特例措置の見直し

車線逸脱警報装置を備える自動車に係る課税標準の特例措置の対象となる車両の範囲を拡大する。（付則第10条の2の3関係）

イ 免税点に関する特例措置の延長

免税点を50万円とする特例措置：平成31年9月30日（付則第10条の2の2関係）

(4) 軽油引取税

ア 課税免除に関する特例措置の一部の廃止、延長

ガスタービン発電装置の動力源に係る電気供給業・地熱資源開発事業について課税を免除する特例措置を廃止した上で、その他の用途について課税を免除する特例措置を平成33年3月31日まで延長する。（付則第10条の2の6関係）

イ 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置の延長

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、条約・法律に基づき、外国の軍隊等へ当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除に関する特例措置：平成33年3月31日まで延長する。（付則第10条の2の6関係）

(5) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

次の改正事項以外：平成30年4月1日

- 2(2)ア：産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日
- 2(2)イ：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、法人事業税、不動産取得税、自動車取得税および軽油引取税等について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 法人事業税

ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業および同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものについて、資本金1億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額により、資本金1億円超の普通法人以外の法人にあつては所得割額により、それぞれ課することとすることとします。（第37条関係）

(2) 不動産取得税

ア 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとします。（第39条の12関係）

イ 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地について、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。（付則第8条関係）

ウ 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産について、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。（付則第8条関係）

エ 宅地建物取引業者が新築された日から10年以上を経過した既存住宅の敷地の用に供する土地（当該既存住宅とともに取得したものに限る。）を取得し、その取得後2年以内に、当該土地の上にある既存住宅に対し住宅性能向上改修工事を行った後、当該既存住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該

個人が当該既存住宅のうち一定のものをその者の居住の用に供した場合において、当該宅地建物取引業者が取得した当該土地について、その取得が平成31年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとします。

(付則第9条関係)

オ 次のとおり特例措置の適用期限を延長することとします。

- (ア) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとします。(付則第7条の4関係)
- (イ) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとします。(付則第7条の4関係)
- (ウ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (エ) 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (オ) 住宅および土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。(付則第8条の2関係)
- (カ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。(付則第9条の2関係)

(3) 自動車取得税

ア 免税点を50万円とする特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとします。(付則第10条の2の2関係)

イ 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとします。(付則第10条の2の3関係)

(ア) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置または車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日(dに掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずることとします。

a 車両総重量が5トン以下の乗用車またはバス(以下「バス等」という。)であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)および平成

27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

b 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

c 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（けん引自動車および被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

d 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(イ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年10月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとします。

(ロ) バス等および車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行

われたときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずることとします。

(4) 軽油引取税

ア 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から電気供給業を営む者のガスタービン発電装置の動力源の用途および地熱資源開発事業を営む者が地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途を除外した上、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の2の6関係）

イ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律または国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の2の6関係）

ウ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の2の6関係）

3 その他

- (1) この条例は平成30年4月1日から施行することとします。ただし、2(2)イは、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から、2(2)ウは、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から、それぞれ施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第 号

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「ガス供給業」の右に「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業および同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者および電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第38条から第38条の3までにおいて同じ。）」を加える。

第39条の2第1項中「1戸につき1,200万円」を「1戸」に改め、「以下」の右に「不動産取得税において」を加え、「につき1,200万円」を「」について1,200万円」に改め、同条第2項中「にあつては」を「には」に、「前項」を「前項」に改め、同条第3項中「第39条の15の2第1項」を「第39条の12第3項」に、「同項」を「第39条の15の2第1項」に、「同条第3項」を「施行令第37条の18第3項」に、「および第39条の15の2第1項」を「および第3項」に、「につき」を「について」に改め、同条第4項中「場合または」を「とき、または」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同条第6項中「施行令第37条の18第1項」を「第3項」に改め、同条第8項中「第1項」を「第1項」に改め、同条第9項中「においては」を「には」に、「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第12項第1号中「によつて」を「により」に、「の固定資産評価基準」を「に規定する固定資産評価基準」に改める。

第39条の12第1項中「においては」を「には」に、「この項および次項」を「この条」に、「1戸について」を「1戸」に、「について」を「」について」に改め、同項第3号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第9項中「第3項および第4項」を「第4項および第5項」に、「ほか、第1項の」を「ほか、」に、「場合の」を「場合における」に、「その他同項および第2項」を「その他の同項から第3項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「（第6項）を」（第7項第1号）に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第3項の減額の申請をする者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書に第3項各号の規定に該当することを証明するに足る書類（第7項第2号または第39条の15の2第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 住宅に係る耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却および敷地の整備を除く。第39条の15の2において同じ。）の完了年月日

(2) 住宅を自己の居住の用に供した年月日

第39条の12第7項中「または第2項」を「第2項または第3項」に、「第5項各号」を「第6項各号」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に改め、「第2項」の右に「または第3項」を加え、「当該申告書に前項の書類（第39条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を当該申告書に」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）

(2) 第3項の規定の適用を受けようとする者 第39条の15の2第2項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）

第39条の12第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第2項」の右に「または第3項」を加え、「当該土地の上にある住宅が施行令第37条の18第1項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類（第39条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）

(2) 第3項の規定の適用を受けようとする者 第39条の15の2第2項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）

第39条の12中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「および第2項」を「から第3項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項

中「においては」を「には」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条、次条および第39条の15の2において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

第39条の13第1項中「または第2項第1号」を「、第2項第1号または第3項」に改め、「1年以内」の右に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に、「または第2項第1号」を「、第2項第1号または第3項」に改め、同条第3号中「または住宅の取得予定年月日」を「、住宅の取得予定年月日または住宅の取得年月日」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 住宅に係る耐震改修の完了予定年月日（前条第3項各号に掲げる場合に係る徴収猶予を受けようとする場合に限る。）

(6) 住宅を自己の居住の用に供する予定年月日（前条第3項各号に掲げる場合に係る徴収猶予を受けようとする場合に限る。）

第39条の14中「によつて」を「により」に、「もしくは第2項第1号」を「、第2項第1号もしくは第3項」に改める。

第39条の15第1項中「または第2項第1号」を「、第2項第1号または第3項」に改め、同条第3項に次の2号を加える。

(6) 住宅に係る耐震改修の完了年月日（第39条の12第3項各号に掲げる場合に係る還付を受けようとする場合に限る。）

(7) 住宅を自己の居住の用に供した年月日（第39条の12第3項各号に掲げる場合に係る還付を受けようとする場合に限る。）

第39条の15の2第1項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）」および「（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却および敷地の整備を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第41条の2中「公益社団法人日本体育協会」を「公益社団法人日本スポーツ協会」に改める。

付則第7条の4第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第2項中「同項第1号」を「同項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「同号」を「第39条の12第1項第1号」に改め、「土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」および「当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を削る。

付則第8条第8項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第11項中「につき1,200万円」を削り、「以下」の右に「不動産取得税において」を加え、同条第13項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条に次の2項を加える。

14 都市再生特別措置法第109条の6第2項第1号に規定する者が同法第109条の8の規定による公告があつた同法第109条の6第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第10項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第17項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

15 租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第

13条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行為されたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

付則第8条の2第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「もしくは第2項」を「から第3項まで」に、「もしくは第5項」を「、第5項もしくは第8項」に改める。

付則第9条第3項中「第39条の15に」を「第39条の15第1項に」に、「または第2項第1号」を「、第2項第1号または第3項」に、「同項」と、「同条第1項第1号」を「付則第9条第1項」と、「同条第1項第1号」に改め、「1年以内」の右に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、「もしくは第2項第1号」を「、第2項第1号もしくは第3項」に改め、同条第4項中「この項および次項」を「この条」に、「1戸について」を「1戸」に、「ものについて」を「もの」に改め、同条第5項中「改修工事で政令で定めるもの」の右に「（以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。）」を加え、「改修工事を」を「住宅性能向上改修工事を」に、「および次項」を「、次項および第8項」に改め、同条第7項中「第39条の15に」を「第39条の15第1項に」に、「または第2項第1号」を「、第2項第1号または第3項」に、「同項」と、「同条第1項第1号」を「付則第9条第5項」と、「同条第1項第1号」に改め、「1年以内」の右に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、「もしくは第2項第1号」を「、第2項第1号もしくは第3項」に改め、同条に次の3項を加える。

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までに行為されたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

9 前項の減額の申請をする者は、第6項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書に前項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 当該改修工事対象住宅用地を取得した者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号

(2) 当該改修工事対象住宅用地の地番、地目および地積

(3) 当該改修工事対象住宅用地の取得年月日

10 第39条の13から第39条の15までの規定は、第8項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同条第8項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条および第39条の15第1項において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」

とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「前条」とあるのは「付則第9条第8項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「同項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

付則第9条の2第1項中「によつて」を「により」に改め、「f) をいう」の右に「。第3項において同じ」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「または第2項」を「から第3項までおよび前条第8項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、「法第388条第1項の」を削り、「中に第1項に規定する」を「中に」に、「第11項もしくは」を「第11項および」に、「または付則第8条第1項の」を「ならびに付則第8条第1項の規定の」に、「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第39条の2第9項	登録された価格	登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地（以下「宅地評価土地」という。）の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
第39条の2第11項および第12項第1号、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項	登録された価格	登録された価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額

付則第10条の2第2項から第8項までの規定中「第12項まで」を「第13項まで」に改める。

付則第10条の2の2中「平成30年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

付則第10条の2の3第9項中「以下第11項まで」を「以下この項から第12項まで」に、「ならびに衝突」を「衝突」に、「同項まで」を「この項から第12項まで」に改め、「衝突被害軽減制動制御装置」という。の右に「または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上」を加え、「第3号」を「第4号」に改め、同項第3号中「および同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第11項」を「第13項」に、「および同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。）（第11項および第12項において「バス等」という。）」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上または」を「車両安定性制御装置に係る保安上もしくは」に、「第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「および同条」を「同条」に、「保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(i) 車両総重量が5トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）またはバス（総務省令で定めるものに限る。）

る。) (以下この条において「バス等」という。) であつて、道路運送車両法第 41 条の規定により平成 26 年 2 月 13 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの (以下この項から第 12 項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。) および同条の規定により平成 27 年 8 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの (以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。) のいずれにも適合するもの

付則第 10 条の 2 の 3 第 10 項を次のように改める。

- 10 車両総重量が 8 トンを超え 20 トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第 41 条の規定により平成 28 年 2 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成 24 年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成 27 年 8 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの (総務省令で定めるものに限る。) で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第 44 条第 1 項の規定の適用については、当該取得が平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から 350 万円を控除して得た額」とする。

付則第 10 条の 2 の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「車両総重量が 12 トンを超えるバス等」を「バス等および車両総重量が 3.5 トンを超え 22 トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置 (以下この項において「車線逸脱警報装置」という。) に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第 4 条の 6 の 2 第 15 項に規定するもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に改め、「平成 31 年 3 月 31 日」の右に「(車両総重量が 8 トンを超え 20 トン以下のトラックにあつては、平成 30 年 10 月 31 日)」を加え、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項を同条第 12 項とし、同条第 10 項の次に次の 1 項を加える。

- 11 車両総重量が 20 トンを超え 22 トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第 41 条の規定により平成 27 年 9 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成 24 年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの (総務省令で定めるものに限る。) で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第 44 条第 1 項の規定の適用については、当該取得が平成 30 年 10 月 31 日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から 350 万円を控除して得た額」とする。

付則第 10 条の 2 の 6 第 1 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改め、同項の表中

電気供給業を営む者	1 汽力発電装置の助燃 (軽油専焼バーナーおよび重油加熱バーナーによるものに限る。) の用途 2 ガスタービン発電装置の動力源の用途	を
地熱資源開発事業を営む者	地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途	

電気供給業を営む者	汽力発電装置の助燃 (軽油専焼バーナーおよび重油加熱バーナーによるものに限る。) の用途	に
-----------	--	---

改め、同条第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同条第 4 項および第 5 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 付則第 8 条に 2 項を加える改正規定 (同条第 14 項に係る部分に限る。) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 号) の施行の日
 - (2) 付則第 8 条に 2 項を加える改正規定 (同条第 15 項に係る部分に限る。) 産業競争力強化法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 号) の施行の日
(事業税に関する経過措置)
- 2 改正後の滋賀県税条例 (以下「新条例」という。) の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度

に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 4 新条例付則第10条の2の3第9項から第11項までおよび第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

滋賀県税条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第36条まで 省略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>、保険業および貿易保険業 収入割額</p>	<p>第1条から第36条まで 省略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業および同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者および電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下第38条から第38条の3までにおいて同じ。））、保険業および貿易保険業 収入割額</p>
<p>2から4まで 省略</p>	<p>2から4まで 省略</p>
<p>第37条の2から第39条まで 省略</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第39条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200</p>	<p>第37条の2から第39条まで 省略</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第39条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）について</p>

万円) を価格から控除する。

2 共同住宅等以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項および第4項において同じ。）をした者が、当該住宅の建築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、またはその住宅に増築した場合にあつては、前後の住宅の建築をもつて1戸の住宅の建築とみなして前項の規定を適用する。

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18第1項に定めるものをいう。第39条の15の2第1項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の18第2項に定める基準（同項 _____ において「耐震基準」という。）に適合するものとして同条第3項 _____ に定めるものをいう。第39条の12第2項および第39条の15の2第1項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき _____、当該住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額を価格から控除する。

4 第1項および前項の規定は、当該住宅の取得者から、当該住宅の取得後速やかに、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である場合または、その住宅に増築された住宅である場合においては、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。

5 省略

6 第3項の規定の適用を受けようとする者が、前2項の申告をしようとするときは、当該住宅が施行令第37条の18第1項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類を知事に提出しなければならない。

1,200万円を価格から控除する。

2 共同住宅等以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項および第4項において同じ。）をした者が、当該住宅の建築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、またはその住宅に増築した場合には _____、前後の住宅の建築をもつて1戸の住宅の建築とみなして、前項の規定を適用する。

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18第1項に定めるものをいう。第39条の12第3項 _____ において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の18第2項に定める基準（第39条の15の2第1項において「耐震基準」という。）に適合するものとして施行令第37条の18第3項 _____ に定めるものをいう。第39条の12第2項および第3項 _____ において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額を価格から控除する。

4 第1項および前項の規定は、当該住宅の取得者から、当該住宅の取得後速やかに、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅であるとき、またはその住宅に増築された住宅であるときは _____、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、適用する。

5 省略

6 第3項の規定の適用を受けようとする者が、前2項の申告をしようとするときは、当該住宅が第3項 _____ の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類を知事に提出しなければならない。

7 省略

8 公営住宅およびこれに準ずる住宅（以下この項において「公営住宅等」という。）を地方公共団体から当該公営住宅等の入居者または入居者の組織する団体が譲渡を受けた場合における当該公営住宅等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡に係る住宅をもつて建築に係る住宅とみなして第1項の規定を適用する。

9 土地もしくは家屋を収用することができる事業（以下この項および第39条の16において「公共事業」という。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者、公営事業を行う者に当該公営事業の用に供するため不動産を譲渡した者もしくは公共事業の用に供するため収用され、もしくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者または地方公共団体、土地開発公社もしくは独立行政法人都市再生機構に公営事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令第38条に規定する不動産を譲渡した者もしくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、または移転補償金に係る契約をした日から2年以内に、当該収用され、譲渡し、または移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除する。

10および11 省略

12 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2第1項の規定による交換分合により同法第6条第1項に規定する農業振興地域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得（施行令第39条の

7 省略

8 公営住宅およびこれに準ずる住宅（以下この項において「公営住宅等」という。）を地方公共団体から当該公営住宅等の入居者または入居者の組織する団体が譲渡を受けた場合における当該公営住宅等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡に係る住宅をもつて建築に係る住宅とみなして、第1項の規定を適用する。

9 土地もしくは家屋を収用することができる事業（以下この項および第39条の16において「公共事業」という。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者、公営事業を行う者に当該公営事業の用に供するため不動産を譲渡した者もしくは公共事業の用に供するため収用され、もしくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者または地方公共団体、土地開発公社もしくは独立行政法人都市再生機構に公営事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令第38条に規定する不動産を譲渡した者もしくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、または移転補償金に係る契約をした日から2年以内に、当該収用され、譲渡し、または移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合には_____、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には_____、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額を価格から控除する。

10および11 省略

12 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2第1項の規定による交換分合により同法第6条第1項に規定する農業振興地域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得（施行令第39条の

2の2に規定する土地の取得を除く。) に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除する。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格 (交換分合によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格) に相当する額 (次号において「登録価格等に相当する額」という。)

(2) 省略

13から17まで 省略

第39条の3から第39条の11まで 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円 (当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅 (施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。) 1戸について

(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部の部分で同条第2項に規定するものについて) その床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値 (当該数値が200を超える場合には、200とする。) を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額) に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) および(2) 省略

(3) 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないも

2の2に規定する土地の取得を除く。) に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除する。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 交換分合により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格 (交換分合により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項に規定する固定資産評価基準により決定した価格) に相当する額 (次号において「登録価格等に相当する額」という。)

(2) 省略

13から17まで 省略

第39条の3から第39条の11まで 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円 (当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅 (施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条に

(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部の部分で同条第2項に規定するもの) についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値 (当該数値が200を超える場合には、200とする。) を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額) に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) および(2) 省略

(3) 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないも

のおよび当該特例適用住宅に係る_____土地を当該特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅および新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) および(2) 省略

のおよび当該特例適用住宅の用に供する土地を当該特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合には_____, 当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅および新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には_____, 200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) および(2) 省略

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条、次条および第39条の15の2において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合

- 3 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもって一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもってこれらの土地を取得した日とみなして前2項の規定を適用する。
- 4 第1項および第2項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他施行令第39条の3の2に定める場合を除き、当該土地の取得者から、当該土地の取得後速やかに、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合には、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。
- 5 前項の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併せて申告しなければならない。
- (1)から(4)まで 省略
- 6 第2項の規定の適用を受けようとする者が、前2項の申告をしようとするときは、当該土地の上にある住宅が施行令第37条の18第1項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類（第39条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を知事に提出しなければならない。
- 7 第2項または第3項の規定の適用を受けようとする者が、前2項の申告をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類
- _____を知事に提出しなければならない。
- (1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）
- (2) 第3項の規定の適用を受けようとする者 第39条の15の2第2項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）
- 4 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもって一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもってこれらの土地を取得した日とみなして前3項の規定を適用する。
- 5 第1項から第3項までの規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他施行令第39条の3の2に定める場合を除き、当該土地の取得者から、当該土地の取得後速やかに、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地であるときは、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。
- 6 前項の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併せて申告しなければならない。
- (1)から(4)まで 省略
- 7 第2項または第3項の規定の適用を受けようとする者が、前2項の申告をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類
- _____を知事に提出しなければならない。
- (1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）
- (2) 第3項の規定の適用を受けようとする者 第39条の15の2第2項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）
- 合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

<p>7 第39条の7に規定する申告書を提出する者で第1項または第2項__の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨および第5項各号に掲げる事項を付記した当該申告書を提出することにより、第4項および第5項の申告に代えることができる。この場合において、第2項__の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項の書類（第39条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。</p>	<p>8 第39条の7に規定する申告書を提出する者で第1項、第2項または第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨および第6項各号に掲げる事項を付記した当該申告書を提出することにより、第5項および第6項の申告に代えることができる。この場合において、第2項または第3項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を当該申告書に__添付しなければならない。</p> <p>(1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）</p> <p>(2) 第3項の規定の適用を受けようとする者 第39条の15の2第2項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）</p>
<p>8 第1項または第2項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項各号または第2項各号に掲げる場合に応じ、当該各号の規定に該当することを証明するに足る書類（第6項__または第39条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 土地の所在、地番、地目および地積</p> <p>(2) 土地の取得年月日</p> <p>(3) 住宅の着工および完成年月日または住宅の取得年月日</p> <p>(4) 住宅の床面積</p>	<p>9 第1項または第2項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項各号または第2項各号に掲げる場合に応じ、当該各号の規定に該当することを証明するに足る書類（第7項第1号または第39条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 土地の所在、地番、地目および地積</p> <p>(2) 土地の取得年月日</p> <p>(3) 住宅の着工および完成年月日または住宅の取得年月日</p> <p>(4) 住宅の床面積</p> <p>10 第3項の減額の申請をする者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書に第3項各号の規定に該当することを証明するに足る書類（第7項第2号または第39条の15の2第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。</p>

9 第3項および第4項に定めるもののほか、第1項の特例適用住宅に第39条の2第2項の規定の適用がある場合の第1項の規定の適用その他同項および第2項の規定の適用に関しては、施行令第39条の3に定めるところによる。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第39条の13 土地の取得に対して課する不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号または第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内

の期間を限つて、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について前条の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第1項第1号または第2項第1号の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 土地の所在、地番、地目および地積

(1) 住宅に係る耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却および敷地の整備を除く。第39条の15の2において同じ。）の完了年月日

(2) 住宅を自己の居住の用に供した年月日

11 第4項および第5項に定めるもののほか、特例適用住宅に第39条の2第2項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項から第3項までの規定の適用に関しては、施行令第39条の3に定めるところによる。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第39条の13 土地の取得に対して課する不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号、第2項第1号または第3項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内の期間を限つて、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について前条の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第1項第1号、第2項第1号または第3項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 土地の所在、地番、地目および地積

- (2) 土地の取得年月日
- (3) 住宅の着工および完成予定年月日または住宅の取得予定年月日

(4) 住宅の床面積

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第39条の14 前条第1項の規定によつて徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第39条の12第1項第1号もしくは第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、または徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予した税額の全部または一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

第39条の15 土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第39条の12第1項第1号または第2項第1号の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定により減額すべき額に相当する税額およびこれに係る徴収金を還付する。

2 省略

3 第1項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目および地積
- (2) 土地の取得年月日
- (3) 当該土地に対する不動産取得税の税額および納付年月日

- (2) 土地の取得年月日
- (3) 住宅の着工および完成予定年月日、住宅の取得予定年月日または住宅の取得年月日

(4) 住宅の床面積

(5) 住宅に係る耐震改修の完了予定年月日（前条第3項各号に掲げる場合に係る徴収猶予を受けようとする場合に限る。）

(6) 住宅を自己の居住の用に供する予定年月日（前条第3項各号に掲げる場合に係る徴収猶予を受けようとする場合に限る。）

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第39条の14 前条第1項の規定により徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、または徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予した税額の全部または一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

第39条の15 土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定により減額すべき額に相当する税額およびこれに係る徴収金を還付する。

2 省略

3 第1項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目および地積
- (2) 土地の取得年月日
- (3) 当該土地に対する不動産取得税の税額および納付年月日

- (4) 住宅の着工および完成年月日または住宅の取得年月日
- (5) 住宅の床面積

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第39条の15の2 個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却および敷地の整備を除く。以下この条において同じ。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7に定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2から8まで 省略

第39条の16から第41条まで 省略

(ゴルフ場利用税の課税免除)

第41条の2 公益財団法人日本体育協会（昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。）が開催する競技会であつて知事が指定するものにおいて選手として利用する者のゴルフ場の

- (4) 住宅の着工および完成年月日または住宅の取得年月日
- (5) 住宅の床面積

(6) 住宅に係る耐震改修の完了年月日（第39条の12第3項各号に掲げる場合に係る還付を受けようとする場合に限る。）

(7) 住宅を自己の居住の用に供した年月日（第39条の12第3項各号に掲げる場合に係る還付を受けようとする場合に限る。）

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第39条の15の2 個人が耐震基準不適合既存住宅 _____ を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修 _____

_____ を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7に定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2から8まで 省略

第39条の16から第41条まで 省略

(ゴルフ場利用税の課税免除)

第41条の2 公益財団法人日本スポーツ協会（昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。）が開催する競技会であつて知事が指定するものにおいて選手として利用する者のゴルフ場の

利用に対しては、別に利用料金の定めがあり、その利用料金が通常の利用料金に比較し2割以上軽減されている場合に限り、ゴルフ場利用税を課さない。

第41条の2の2から第150条まで 省略

付 則

第1条から第7条の3まで 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同項第1号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)以内、前条第2項第1号」とする。

利用に対しては、別に利用料金の定めがあり、その利用料金が通常の利用料金に比較し2割以上軽減されている場合に限り、ゴルフ場利用税を課さない。

第41条の2の2から第150条まで 省略

付 則

第1条から第7条の3まで 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(_____ 施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年(_____ 施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から7まで 省略

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成30年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

9および10 省略

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を平成31年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限り」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から7まで 省略

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成32年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

9および10 省略

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を平成31年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限り」とあるのは「含む」と、「1戸_____（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの_____）」とあるのは「当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に

区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するものにつき「1,200万円」とする。

12 省略

13 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の18第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第21項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの「_____」とする。

12 省略

13 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の18第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第21項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14 都市再生特別措置法第109条の6第2項第1号に規定する者が同法第109条の8の規定による公告があつた同法第109条の6第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第10項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第17項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

15 租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第13条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第8条の2 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第39条の12第1項もしくは第2項、第39条の15の2第1項、第39条の16第1項または次条第1項もしくは第5項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の減額等)

第9条 省略

2 省略

3 第39条の13から第39条の15までの規定は、第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第1項に規定する施設(以下この条および第39条の15において「施設」という。)の取得に対して」と、「前条第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「同項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内

課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第8条の2 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第39条の12第1項から第3項まで、第39条の15の2第1項、第39条の16第1項または次条第1項、第5項もしくは第8項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の減額等)

第9条 省略

2 省略

3 第39条の13から第39条の15までの規定は、第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第1項に規定する施設(以下この条および第39条の15第1項において「施設」という。)の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限

」とあるのは「当該取得の日から3年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条」とあるのは「付則第9条第1項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号または第2項第1号」の規定に該当する」とあるのは「当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給を受けて取得した施設で住宅以外のものである」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号もしくは第2項第1号」とあるのは「付則第9条第1項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「施設」と、「第39条の12第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「付則第9条第1項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成31年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者

る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から3年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条」とあるのは「付則第9条第1項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号、第2項第1号または第3項の規定に該当する」とあるのは「当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給を受けて取得した施設で住宅以外のものである」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「施設」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成31年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者

向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で政令で定めるもの

を行つた後、当該改修工事を 行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの(以下この項および次項 において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6 省略

7 第39条の13から第39条の15までの規定は、第5項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅(以下この条および第39条の15

向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で政令で定めるもの(以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。)を行つた後、当該住宅

性能向上改修工事を 行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの(以下この項、次項および第8項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6 省略

7 第39条の13から第39条の15までの規定は、第5項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅(以下この条および第39条の15

において「改修工事対象住宅」という。)の取得に対して」と、「前条第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「同項」と、「同条第1項第1号」の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内

」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「前条」とあるのは「付則第9条第5項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「同項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号もしくは第2項第1号」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第39条の12第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「付則第9条第5項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

第1項において「改修工事対象住宅」という。)の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。)にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「前条」とあるのは「付則第9条第5項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「同項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限り。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの(以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。)の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したと

きは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までに
行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に
係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メ
ートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある
改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために
独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メ
ートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を
乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を
乗じて得た額を減額する。

9 前項の減額の申請をする者は、第6項各号に掲げる事項のほか、次に掲
げる事項を記載した申請書に前項の規定に該当することを証明するに足る
書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 当該改修工事対象住宅用地を取得した者の氏名または名称、住所また
は主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号
- (2) 当該改修工事対象住宅用地の地番、地目および地積
- (3) 当該改修工事対象住宅用地の取得年月日

10 第39条の13から第39条の15までの規定は、第8項の規定による宅地建物
取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税
の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収
金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土
地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取
引業者による同条第8項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条お
よび第39条の15第1項において「改修工事対象住宅用地」という。）の取
得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあ
るのは「付則第9条第8項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受け
る土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の
規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第9条の2 宅地評価土地(宅地および宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されるものをいう。)をいう

_____)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第39条の12第1項または第2項 _____ の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「不動産取得税の課税標準となるべき価

条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。)にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「前条」とあるのは「付則第9条第8項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「同項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9項第8項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第9条の2 宅地評価土地(宅地および宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により 決定されるものをいう。)をいう。第3項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

_____)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第39条の12第1項から第3項までおよび前条第8項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「 _____ 価

格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格の2分の1に相当する額」とする。

- 3 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換によつて土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項または付則第8条第1項の _____ 適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

格」とあるのは、「 _____ 価格の2分の1に相当する額」とする。

- 3 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合により _____ 失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換により _____ 土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には _____、知事が _____ 固定資産評価基準により _____ 決定した価格)中に _____ 宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、第11項および第12項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

_____とする。

第39条の2第9項	登録された価格	登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地（以下「宅地評価土地」という。）の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
第39条の2第11項および第12項第1号、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項	登録された価格	登録された価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額

第9条の3から第10条まで 省略

（自動車取得税の税率の特例）

第10条の2 営業用の自動車（第42条第1項の自動車をいう。以下この条から付則第10条の2の3までにおいて同じ。）（軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。）を除く。）および軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

第9条の3から第10条まで 省略

（自動車取得税の税率の特例）

第10条の2 営業用の自動車（第42条第1項の自動車をいう。以下この条から付則第10条の2の3までにおいて同じ。）（軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。）を除く。）および軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、

当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

(自動車取得税の免税点の特例)

第10条の2の2 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第46条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の3 省略

2から8まで 省略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下第11項まで _____ において「車両安定性制御装置」という。）ならびに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下同項まで _____ において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）

_____を備えるもの

（施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第3号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

(自動車取得税の免税点の特例)

第10条の2の2 自動車の取得が平成31年9月30日までに行われた場合における第46条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の3 省略

2から8まで 省略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突 _____ に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの

（施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）

またはバス（総務省令で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制

- (1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。）（第11項および第12項において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の6の2第12項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項から第11項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも

動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等

_____であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条_____の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に

- _____適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の6の2第12項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項から第13項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条_____の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年

適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも

適合するもの

10 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第13項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、第1号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送

8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

39

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)から(4)まで 省略

12 車両総重量が12トンを超えるバス等 であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4

12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)から(4)まで 省略

13 バス等および車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準

条の6の2第15項に規定するものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6第16項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日

_____までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

第10条の2の4および第10条の2の5 省略

（軽油引取税の課税免除の特例）

第10条の2の6 平成30年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(省略)	
電気供給業を営む者	1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナーおよび重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途

_____に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6第16項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）

_____までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

14 省略

第10条の2の4および第10条の2の5 省略

（軽油引取税の課税免除の特例）

第10条の2の6 平成33年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(省略)	
電気供給業を営む者	汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナーおよび重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途

	2 ガスタービン発電装置の動力源の用途
地熱資源開発事業を営む者	地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途
(省略)	

2 第58条の9から第58条の12まで、第58条の16および第58条の17の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の9第1項中「第58条に規定する」とあるのは「付則第10条の2の6第1項の表の右欄に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同表の左欄に掲げる」と、「第144条の21第2項」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第2項」と、同条第2項中「第58条に規定する」とあるのは「付則第10条の2の6第1項の表の右欄に掲げる」と、第58条の10第1項中「第144条の21第1項」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、第58条の11中「第144条の21第1項ただし書」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項ただし書」と、第58条の12第1項中「第58条の9第1項後段」とあるのは「付則第10条の2の6第2項において読み替えて準用する第58条の9第1項後段」と、第58条の16第1項中「第144条の31第4項または第5項」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項または第5項」と、同項第1号中「第144条の21第1項」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、第58条の17第1項中「第144条の31第4項または第5項」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項または第5項」と読み替えるものとする。

3 省略

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶

(省略)	

2 第58条の9から第58条の12まで、第58条の16および第58条の17の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の9第1項中「第58条に規定する」とあるのは「付則第10条の2の6第1項の表の右欄に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同表の左欄に掲げる」と、「第144条の21第2項」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第2項」と、同条第2項中「第58条に規定する」とあるのは「付則第10条の2の6第1項の表の右欄に掲げる」と、第58条の10第1項中「第144条の21第1項」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、第58条の11中「第144条の21第1項ただし書」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項ただし書」と、第58条の12第1項中「第58条の9第1項後段」とあるのは「付則第10条の2の6第2項において読み替えて準用する第58条の9第1項後段」と、第58条の16第1項中「第144条の31第4項または第5項」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項または第5項」と、同項第1号中「第144条の21第1項」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、第58条の17第1項中「第144条の31第4項または第5項」とあるのは「附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項または第5項」と読み替えるものとする。

3 省略

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶

の使用者が、平成30年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1)から(3)まで 省略

- 5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

以下 省略

の使用者が、平成33年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1)から(3)まで 省略

- 5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、平成33年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

以下 省略